

岡山県
医師会福祉部

団体所得補償保険制度の

〈所得補償保険・傷害総合保険〉

ご案内

〈福祉部第3制度〉

保険始期 2026年7月1日(水)

申込締切日 2026年6月19日(金)

団体割引

30
%

適用!!

無事故戻し

20
%

あり!!

※6か月補償タイプは
無事故戻しはありません。

保険契約者：公益社団法人 岡山県医師会

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

会員の皆さまへ

岡山県医師会福祉部団体所得補償保険制度について (福祉部第3制度)

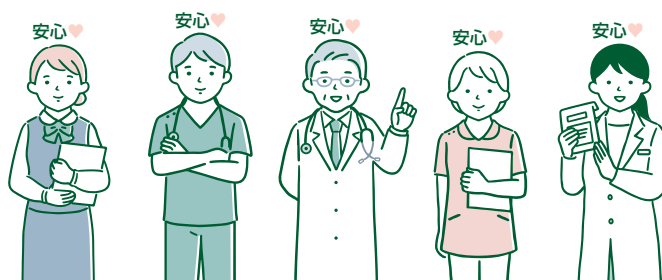
団体所得補償保険制度は、本会福祉部事業の一環として、1977年度の制度発足以来、様々な補償内容の充実を図っております。

2024年度からは従来のプランに加えて、支払対象期間6か月(180日間)、免責期間0日の新たなプランを新設いたしました。支払対象期間を短くすることで従来のプランより保険料が安くなっており、より多くの会員の皆様にご加入いただきやすいプランとなっております。所得補償保険にご加入されていない会員の皆様におかれましては、この機会にぜひともご加入をご検討ください。

今年度も福祉部事業に対する会員の皆様のご理解とご協力を賜り、本制度をさらにより良い制度とするためにも広くご利用くださいますようお願い申し上げます。

※福祉部第3制度は ①所得補償保険制度「A・B会員団体所得補償保険」
②付加制度(傷害総合保険)「傷害死亡一時金支払制度」
の2部から構成されております。

公益社団法人 岡山県医師会



団体所得補償保険の特長

病気やケガによる就業不能中の月々の所得を補償します。

POINT

1

病気・ケガで入院・医師の指示による自宅療養中（通院を含みます）の月々の所得を補償します。

また「入院による就業不能時充実補償タイプ」も選べます。

●本保険における所得（保険金額）とは、医業経営により得られる総収入金額のことをいいます。

※10ページの『用語のご説明』を参照

POINT

2

安心の 1,000 日補償

●病気やケガで保険金を受け取られても、通算して1,000日分の保険金を受け取られるまでご契約を継続できます。

※7ページ参照

POINT

3

新規ご加入の場合は医師の診査は不要です。

告知書にてご加入できます。

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

※8ページ参照

POINT

4

団体割引 30%を適用していますので、個人で加入されるよりもお得です。

POINT

5

1年間無事故の場合、保険料の20%が返れいされます。

※中途脱退の場合、返れい金はありません。S・T型（6か月補償タイプ）にご加入の場合は無事故戻し返れい金はありません。

POINT

6

異なる型を組み合わせ、加入口数限度の口数までご加入可能です！

例：A型（標準タイプ）10口、F型（入院初日からお支払できるタイプ）5口、T型（6か月補償タイプ）5口合計20口に加入

※8ページの『ご加入にあたっての手続き』をご参照ください。

ご自身(先生)が休診されてから、復帰されるまでの間いくら必要になるかご存知ですか？



クリニックを休診しても
リース料や家賃を
払わないといけないな...

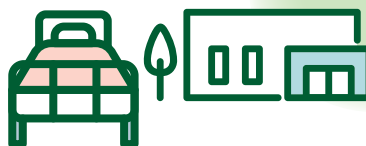


看護師さんたちの
給料は
どうしよう...

代診医の
雇い入れ費用もあるし...



クリニックを開設した時の
借入返済も残っているな...



ご参考までに、
万一来るべく、ご自身の場合の必要額をご試算ください。

休診した場合にも必要になる費用(固定費)

生活費

人件費	+	リース料	+	家賃	+	借入金の返済等	+	
万円		万円		万円		万円		万円/月

=

必要額
万円/月



備えは
大丈夫ですか？

※確定申告書、源泉徴収票等を確認してご試算ください。

1口あたり保険金額

※中途加入の保険料は下表一時払

ワイド補償プラン ※限定

所得補償保険加入口数限度

～満69歳 最高60口まで
 満70歳～満79歳 最高20口まで (ただし、継続加入の方にかぎりませ。
 満80歳～満89歳 最高5口まで (ただし、継続加入の方のみ)

保険期間1年・所得職種級別1級・全
 タイプ精神障害拡張補償特約セット・
 傷害職種級別A級・団体割引30%

保険期間1年・所得職種級別1級・全タイプ精神障害拡張補償特約セット・傷害職種級別 A 級・団体割引 30%			12か月補償タイプ (傷害一時金あり)	12か月補償タイプ	24か月補償タイプ (傷害一時金あり)	24か月補償タイプ
型			A	B	C	D
保 険 金 額	所得補償保険金額		月額10万円			
	支 払 対 象 期 間		1年	1年	2年	2年
	支払対象外期間 (免 責)		7日			
	無 事 故 戻 し		あ り			
	傷 害 一 時 金 (死亡・後遺障害保険金) (傷害総合保険)		500万円	な し	500万円	な し
一 時 払 保 険 料	満 年 齢	25歳～29歳	13,090円	8,340円	14,870円	10,120円
		30歳～34歳	15,020円	10,270円	17,500円	12,750円
		35歳～39歳	17,550円	12,800円	21,420円	16,670円
		40歳～44歳	20,740円	15,990円	26,250円	21,500円
		45歳～49歳	23,850円	19,100円	30,720円	25,970円
		50歳～54歳	26,880円	22,130円	35,420円	30,670円
		55歳～59歳	28,150円	23,400円	37,730円	32,980円
		60歳～69歳	29,360円	24,610円	39,690円 (63歳まで)	34,940円 (63歳まで)
		70歳～74歳	42,070円	37,320円	—	—
		75歳～79歳	55,050円	50,300円	—	—
		80歳～89歳	81,720円	76,970円	—	—

(注) ①上記保険料は1年間(2026年7月1日～2027年7月1日)の保険料(8月支払)となります。

②保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。

③ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険金額(または保険料)となります。
 年齢区分が変更になると、保険金額(または保険料)が変更になります。

④男性・女性会員とも同一の保険料です。

・ 一 時 払 保 険 料 表

保険料を月割した金額となります。

補償プランは別紙をご確認ください。

新規加入は最高10口まで可能です。）

異なる型を組み合わせ、
加入口数限度の口数までご加入可能です！

入院初日から お支払タイプ (傷害一時金あり)		入院初日から お支払タイプ		6か月補償タイプ (傷害一時金あり)		6か月補償タイプ		保険期間1年・所得職種級別1級・全タイプ 精神障害拡張補償特約、E・Fタイプ： 入院による就業不能時追加補償特約（支払 対象外期間 0 日）セット・傷害職種級別 A 級・団体割引 30%			
E		F		S		T		型			
月額10万円								所得補償保険金額		保 険 金 額	
1年		1年		6か月		6か月		支 払 対 象 期 間			
7日 (入院時0日)				0日		0日		支 払 対 象 外 期 間 (免 責)			
あ り				な し				無 事 故 戻 し			
500万円		な し		500万円		な し		傷 害 一 時 金 (死亡・後遺障害保険金) (傷害総合保険)			
15,320円		10,570円		12,590円		7,840円		25歳～29歳		満 年 齢	一 時 払 保 険 料
17,420円		12,670円		14,100円		9,350円		30歳～34歳			
20,220円		15,470円		15,850円		11,100円		35歳～39歳			
24,070円		19,320円		18,000円		13,250円		40歳～44歳			
27,920円		23,170円		20,090円		15,340円		45歳～49歳			
31,280円		26,530円		22,300円		17,550円		50歳～54歳			
32,820円		28,070円		22,990円		18,240円		55歳～59歳			
33,800円		29,050円		23,810円		19,060円		60歳～69歳			
49,270円		44,520円		33,950円		29,200円		70歳～74歳			
65,230円		60,480円		44,490円		39,740円		75歳～79歳			
96,940円		92,190円		65,230円		60,480円		80歳～89歳			

⑤所得補償保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。（2026年2月現在）

⑥A・C・E・S型は、所得補償保険と傷害総合保険のセットプランです。（A・C・E・S型の1口あたりの一時払保険料のうち、傷害総合保険分保険料は年齢問わず一律4,750円となります。）

⑦ご加入いただける保険金額は、所得の範囲内となります。

⑧保険金のご請求の際に、青色申告書または確定申告書を確認させていただく場合もあります。

選 べ る 補 償

E型

F型

① 入院初日からお支払いできるタイプ^o (入院による就業不能時追加補償特約)

特約の内容

◎ 所得補償保険では、就業不能になった日からその日を含めて、継続した就業不能が支払対象外期間7日を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間7日の間の入院期間についても保険金をお支払いします。

《注意点》

- ・ 7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできない場合があります。

S型

T型

② 6か月補償タイプ (支払対象外(免責)期間0日、無事故戻しなし)

◎ 本タイプは、病気やケガを被り就業不能となり、やむなく休診した場合、就業不能初日から最長6か月間の所得を補償する保険です。

タイプの詳細

〈支払対象外期間〉 0日(就業不能日初日より補償)

〈支払対象期間〉 6か月間(180日間)

〈無事故戻し返れい金〉 ありません

〈お支払い事例〉

白内障で医師の診断を受け、入院・自宅療養した場合の例(医師の診断を受けてからの入院・自宅療養に限ります)

⇒ 白内障の手術のため入院・自宅療養、就業不能期間7日

〈従来型〉 支払対象外期間7日間のため、保険金をお支払いできません。

〈S・T型〉 支払対象外期間0日のため、就業不能期間(保険金をお支払いする期間)7日間

全プランに自動付帯される補償

① 精神障害拡張補償特約 〈自動セット〉

特約の内容および補償範囲

従来は保険金支払対象外であった気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症などの精神障害による就業不能をお支払いの対象とします。

※アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象となりません。

※「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年度）準拠」に定められた分類項目中の分類番号F00からF99に規定された内容に準拠します。
ただし、分類番号F10からF19に規定された内容についてはお支払いの対象となりません。

② 安心の1,000日補償 （通算支払限度期間に関する特約）〈自動セット・割増不要〉

1つの病気・ケガによる連続しての支払対象期間は6カ月、1年または2年です。

- 複数の病気・ケガで初年度加入および継続加入の保険期間と通算して1,000日分の保険金をお支払いするまで契約を継続することができます。

ただし、保険金をお受け取りになった後に、仕事復帰されることが前提です。

- がん・心筋こうそく等の大きな病気、また精神障害等により保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった疾病等を補償対象外とせず継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。

※上記の特約はすべての加入者（年齢は問いません。）に適用されます。

注. 同一原因で再び就業不能となった場合

支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなし、各型別の支払対象期間が保険金をお支払いする期間の限度となります。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および支払対象期間を適用します。

（対象期間を超えた就業不能はお支払いの対象となりません。）

ご加入にあたっての**手続き**

① 新規加入の場合

同封の「加入申込書」に必要事項を記入し、ご署名のうえ、同封の返信用封筒で岡山県医師会福祉部あてにご郵送ください。(中途での加入も可能です。)

② 継続加入の場合 (同封の「継続加入申込書」は必ずご返送ください。)

- 同封の「継続加入申込書」の□(①～③)のいずれかに✓印をし、ご署名のうえご返送ください。

※原則として、加入口数を増口または型変更をされる場合は、告知書を後日ご提出いただきます。

③ 保 険 期 間

2026年7月1日 午後4時から
2027年7月1日 午後4時までの1年間

④ 申 込 締 切 日

2026年6月19日(金)

⑤ ご加入にあたっての重要事項

① 新規加入の場合

支払対象期間1年の型は満79歳までです。

支払対象期間2年の型は満63歳までです。

支払対象期間6か月の型は満79歳までです。

② 継続加入の場合

継続加入にかぎり、満89歳まで可能です。(支払対象期間1年の型のみ)

③ 加入口数について

〈所得補償保険〉

～満69歳 最高60口まで、ただし、A・C・E・G・I・K・M・O・Q・S型(傷害保険付)は合わせて20口まで
満70～満79歳 最高20口まで(ただし、継続加入にかぎりです。新規加入は最高10口まで可能です。)
満80～満89歳 最高5口まで(ただし、継続加入の方のみ)

④ 保険料は年1回払いとし、8月に県医師会へ登録されている口座から引き落としさせていただきます。

⑤ 告知の大切さについてのご説明

※新規ご加入の場合、医師の診査は不要です。告知書の提出は必要になります。

- 告知していただいた内容にしたがって、お引受けの可否が決まります。
- 正しく告知していただきませんと、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 告知書は、記載例をご確認いただきながら、必ず被保険者(保険の対象となる方)ご本人が事実を「ありのままに」「正確に」「もれなく」ご記入(告知)ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の対象となる「医師の診察・検査・治療・投薬」や特にご注意いただきたい事項については記入例に掲載していますのでご確認ください。

※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

保険金をお支払いできない主な場合

次のような場合保険金をお支払いできません。

① 所得補償保険金

- 次の事由に起因する病気やケガによる就業不能については、保険金をお支払いしません。

- ① 故意または重大な過失
- ② 自殺行為・闘争行為または犯罪行為
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグなどの使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
- ④ 妊娠、出産、早産、流産
- ⑤ 戦争、暴動（テロ行為^(注)を除きます。）および核燃料物質等によるもの
- ⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

など

（注）テロ行為とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。

- 次の事由に起因するケガによる就業不能については、保険金をお支払いしません。

- ⑦ 自動車、原動機付自転車の無資格運転または酒気を帯びた状態での運転によって被った傷害
- ⑧ 地震、噴火またはこれらによる津波によって被った傷害

など

- 次の事由による就業不能については、保険金をお支払いしません。

- ⑨ 妊娠、出産

② 傷害による死亡・後遺障害補償保険金（傷害総合保険）

主に以下のような事故については保険金をお支払いしません。

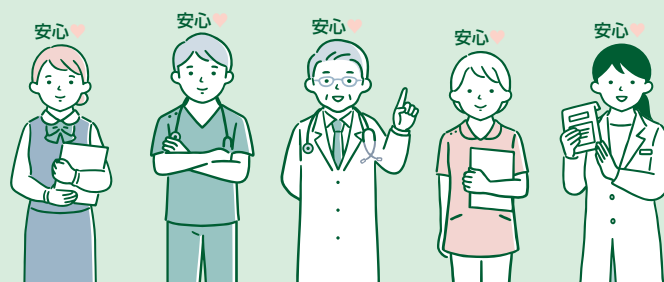
- ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故

など

※保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

用語のご説明

用 語	用 語 の 定 義
所 得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
疾 病（病気）	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間（日数）をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。）を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間 (保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間（日数）に4日を加えた日数をいいます。
傷 害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
身体障害	傷害（傷害の原因となった事故を含みます。）および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術（組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。）を含みます。
身体障害を被った時	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。
入 院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。



あらましおよび 重要事項について

【所得補償保険、傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、所得補償保険の補償内容、傷害総合保険の保険料（または保険金額）および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みくださいますようお願いいたします。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。
また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険、傷害総合保険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：公益社団法人 岡山県医師会
- 保険期間：2026年7月1日午後4時から2027年7月1日午後4時までの1年間となります。
- 募集締切日：2026年6月19日（金）まで
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：岡山県医師会会員の勤務する医療機関ならびに会員本人
 - 被保険者：岡山県医師会会員（A・B・E・F・G・H・K・L・M・N・Q・R・S・T型は、新規加入満79歳まで、継続加入満89歳まで。C・D・I・J・O・P型は、新規・継続加入とも満63歳まで。）
 - お支払方法：2026年8月に県医師会へ登録されている口座から引き落としさせていただきます。（一時払）
 - お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口である岡山県医師会福祉部まで同封の返信用封筒にてご返送ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入申込書」、「告知書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件（継続加入申込書の「現在の加入口数」に記載の型・口数）で継続加入を行う場合	添付の「継続加入申込書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
	前年と条件を変更して継続加入を行う場合 ^{*1}	添付の「継続加入申込書」に変更後の条件および必要事項をご記入のうえご提出いただけます。 【所得補償保険の場合】 保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合は「告知書」の提出も必要となります。
	継続加入を行わない場合	添付の「継続加入申込書」に継続加入を行わない旨および必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。

●傷害総合保険の職種級別の取扱いについてご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：中途加入：保険期間の中途までのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日から2027年7月1日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月に県医師会へ登録されている口座から引き落としさせていただきます。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の岡山県医師会福祉部または取扱代理店までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

【所得補償保険】

- 無事故戻し返れい金：無事故戻金がある型にご加入されており、保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。（S型・T型を除きます。）
（注）保険期間の途中で解約（脱退）等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【所得補償保険】

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（※）	被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気 ^{（注1）（注2）} またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。	
	（注1）特定疾病補償特約（8大疾病）がセットされている場合は、特定疾病（がん、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、腎疾患、肝疾患および慢性膵炎）またはケガを被り、その直接の結果として就業不能になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。	お支払いする保険金の額＝保険金額（月額）^{（※1）} × 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^{（※2）} の月数^{（※3）} 就業不能期間（保険金をお支払いする期間）^{（※2）}＝ 就業ができない期間－支払対象外期間 （※1）加入依頼書等記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 （※2）加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（A・B・E・F・G・H・K・L・M・N・Q・R型は1年、C・D・I・J・O・P型は2年、S・T型は6か月）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 （※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 （注1）対象期間（A・B・E・F・G・H・K・L・M・N・Q・R型は1年、C・D・I・J・O・P型は2年、S・T型は6か月）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額	●次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー、危険ドラッグ等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{（※1）}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{（※2）}のないもの など ●次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（※）	（前ページより続きます。）	（注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。	●次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能
	（注2）特定疾病補償特約（3大疾病）がセットされている場合は、特定疾病（がん、心疾患、脳血管疾患）またはケガを被り、その直接の結果として就業不能になった場合、被保険者が被る損失に対して、保険金をお支払いします。	（注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入 ^(※) および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入 ^(※) および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。 （注7）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）がセットされた場合、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能期間（日数）をお支払いの対象として、基本補償の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払いします。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7日までとなります。 （注8）入院による就業不能時追加補償特約（支払対象外期間0日）についても（注4）の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間（就業不能の開始した日から7日）を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	（注）精神障害拡張補償特約がセットされた場合、気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります（アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません）。 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

（※）補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

（※1）所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

（※2）1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【傷害総合保険】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害（国内外補償）	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、危険ドラッグ等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^(※1) を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※2) のないもの ⑩ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 など
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）	（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

その他ご注意いただきたいこと

【所得補償保険】

● 特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (注)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。
補償対象外とする疾病・症状が発病した場合には、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾 病 群	補償対象外とする疾病・症状
[A群] 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
[B群] 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
[C群] 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
[D群] 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD（慢性気管支炎・肺気腫など）、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
[E群] 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
[F群] 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
[H群] 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
[I群] ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血 など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。
- ・他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
- (※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険（例：個人事業主）	85%以下
健康保険（例：給与所得者）	50%以下 * 健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合（例：公務員）	40%以下

【傷害総合保険】

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- 契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- (※) 「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の職業または職務

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^{(※1)(※2)}の加入状況

(※1) 所得補償保険の「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(※2) 傷害総合保険の「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

* 損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

【傷害総合保険】

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【所得補償保険】

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。
なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 特定疾病補償特約（8大疾病）または特定疾病補償特約（3大疾病）セットされたご契約において、ご加入初年度の保険期間の開始日^(※)の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者（保険の対象となる方）がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、この保険契約は無効（この保険契約の効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日^(※)からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。
この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでに払い込まれた保険料は返還しません。
(※) 乳がんの場合は、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過した日の翌日とします。
(注) ご加入初年度の保険開始日の前日までにがんと診断確定されていた方は、継続時にこの特約をセットすることはできません。継続時にこの特約をセットした場合、保険契約が無効となる場合がありますのでご注意ください。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能（保険金の支払事由）に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能（保険金の支払事由）が生じた場合は、その就業不能（保険金の支払事由）についてはお支払いの対象となる場合があります。
(※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
(※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
(注) 特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

【所得補償保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合 など
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 - 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
 - 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
 - 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- <他の身体障害または疾病の影響>
 - すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まりです。

* 中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌月1日に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	① 被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ② 他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書 など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

【所得補償保険】

- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。また、6か月補償タイプは無事故戻しはありません。

【所得補償保険】

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

【傷害総合保険】

(注) ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

所得補償保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・契約返れい金等の9割までが補償されます。傷害総合保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・契約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパン（以下、「当社」と言います。）は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等（以下、「当社業務」と言います。）を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先（保険代理店を含みます）、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先（修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等）、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。）があります。
 - ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱い商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者（保険の対象となる方）の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については当社公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください。



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

【所得補償保険】

- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。

ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

- ☐ 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【傷害総合保険】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

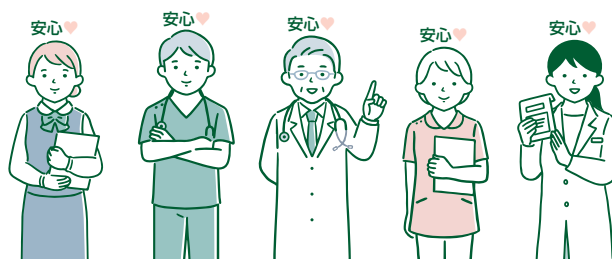
職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。

※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。



問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

● **事務局** 公益社団法人 岡山県医師会福祉部

TEL 086-250-5111 : FAX 086-251-6622

● **取扱代理店** 株式会社ジャパン保険 岡山
(窓口)

〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

TEL 086-231-2840 : FAX 086-231-2890

● **引受保険会社** 損害保険ジャパン株式会社 岡山支店 法人支社

〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

TEL 086-225-1045 : FAX 086-225-4288

● **保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)**

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号：03-4332-5241 (全国共通) おかけ間違いにご注意ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時 (土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

● **事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。**

【窓口：事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

団体所得補償保険制度(限定補償プラン)のご案内

万が一の重い病気やケガのときの休診に補償範囲を限定することで保険料を抑えた「8大疾病」もしくは「3大疾病」のみ補償するプランです。

① 8大疾病＋ケガ プラン

8大疾病とは？

悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患、糖尿病、腎疾患、肝疾患、慢性膵炎 をいいます。

所得補償保険 加入口数限度

～満69歳 最高60口まで(ただし、G・I・K型(傷害総合保険セット)は合わせて20口までです。)
満70歳～満79歳 最高20口まで(ただし、継続加入の方にかぎります。新規加入は最高10口まで可能です。)
満80歳～満89歳 最高5口まで(ただし、継続加入の方のみです。)

(保険期間1年・職種級別1級・
全タイプ精神障害拡張補償特約セット・
傷害職種級別A級・団体割引30%)

(保険期間1年・職種級別1級・ 全タイプ精神障害拡張補償特約セット・ 傷害職種級別A級・団体割引30%)			標準タイプ		24か月補償		入院による就業不能時 充実補償タイプ	
型			G	H	I	J	K	L
保険金額	所得補償保険金額		月額10万円		月額10万円		月額10万円	
	傷害一時金		500万円	なし	500万円	なし	500万円	なし
	支払対象期間		1年		2年		1年	
	支払対象外期間 (免 責)		7日		7日		7日 (入院時0日)	
	無 事 故 戻 し		あり		あり		あり	
一時払保険料	満年齢	25歳～29 歳	9,020円	4,270円	9,930円	5,180円	10,280円	5,530円
		30歳～34 歳	10,000円	5,250円	11,260円	6,510円	11,330円	6,580円
		35歳～39 歳	11,260円	6,510円	13,290円	8,540円	12,800円	8,050円
		40歳～44 歳	12,870円	8,120円	15,880円	11,130円	14,830円	10,080円
		45歳～49 歳	14,480円	9,730円	17,980円	13,230円	16,860円	12,110円
		50歳～54 歳	19,520円	14,770円	25,190円	20,440円	22,600円	17,850円
		55歳～59 歳	21,340円	16,590円	28,200円	23,450円	24,840円	20,090円
		60歳～69 歳	23,090円	18,340円	30,860円 (63歳まで)	26,110円 (63歳まで)	26,520円	21,770円
		70歳～74 歳	32,580円	27,830円	満64歳以上の先生方 はご加入できません。		38,350円	33,600円
		75歳～79 歳	42,410円	37,660円			50,670円	45,920円
		80歳～89 歳	62,920円	58,170円			75,100円	70,350円

② 3大疾病＋ケガ プラン

3大疾病とは？

悪性新生物(がん)、心疾患、脳血管疾患 をいいます。

所得補償保険
加入口数限度

～満69歳 最高60口まで(ただし、G・I・K型(傷害総合保険セット)は合わせて20口までです。)
満70歳～満79歳 最高20口まで(ただし、継続加入の方にかぎり。新規加入は最高10口まで可能です。)
満80歳～満89歳 最高5口まで(ただし、継続加入の方のみです。)

(保険期間1年・職種級別1級・
全タイプ精神障害拡張補償特約セット・
傷害職種級別A級・団体割引30%)

型			標準タイプ		24か月補償		入院による就業不能時 充実補償タイプ	
			M	N	O	P	Q	R
保険 金額	所得補償保険金額		月額10万円		月額10万円		月額10万円	
	傷害一時金		500万円	なし	500万円	なし	500万円	なし
	支払対象期間		1年		2年		1年	
	支払対象外期間 (免責)		7日		7日		7日 (入院時0日)	
	無事故戻し		あり		あり		あり	
一時払保険料	満年齢	25歳～29歳	8,600円	3,850円	9,440円	4,690円	9,790円	5,040円
		30歳～34歳	9,510円	4,760円	10,630円	5,880円	10,770円	6,020円
		35歳～39歳	10,700円	5,950円	12,520円	7,770円	12,100円	7,350円
		40歳～44歳	12,100円	7,350円	14,830円	10,080円	13,990円	9,240円
		45歳～49歳	13,570円	8,820円	16,720円	11,970円	15,740円	10,990円
		50歳～54歳	17,980円	13,230円	23,090円	18,340円	21,270円	16,520円
		55歳～59歳	19,450円	14,700円	25,610円	20,860円	23,230円	18,480円
		60歳～69歳	21,130円	16,380円	28,060円 (63歳まで)	23,310円 (63歳まで)	24,840円	20,090円
		70歳～74歳	29,640円	24,890円	満64歳以上の先生方は ご加入できません。		35,830円	31,080円
		75歳～79歳	38,490円	33,740円			47,310円	42,560円
		80歳～89歳	57,040円	52,290円			70,060円	65,310円

(注)①上記保険料は1年間(2026年7月1日～2027年7月1日)の保険料(8月支払)となります。

②保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

③年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。ご契約更新時に年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

④男性・女性会員とも同一の保険料です。

⑤G・I・K・M・O・Q型は、所得補償保険と傷害総合保険のセットプランです。

(G・I・K・M・O・Q型の1口あたりの一時払保険料のうち、傷害総合保険分保険料は年齢問わず一律4,750円となります。)

⑥所得補償保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となります。(2026年3月現在)

《注意点》

初年度加入の保険開始日の前日までにがんと診断確定されていた方は、所得補償保険(全疾病・傷害を補償)から特定疾病補償特約(8大疾病)および特定疾病補償特約(3大疾病)をセットした契約に切り替えることができません。切り替えた場合は、当該契約が無効となる場合がありますのでご注意ください。

本チラシは団体所得補償保険制度(限定補償プラン)の概要を記載したものです。詳しくは同封の「団体所得補償保険制度のご案内」をご確認ください。

●取扱代理店

株式会社ジャパン保険岡山

〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル5F

TEL:086-231-2840 FAX:086-231-2890

(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 岡山支店法人支社

〒700-0913 岡山県岡山市北区大供1-2-10 損保ジャパン岡山ビル3F

TEL:086-225-1045 FAX:086-225-4288

(受付時間:平日午前9時から午後5時まで)